

幹線道路の沿道等における大規模な流通業務施設

《 関 連 の 手 続 》

審査基準に関する事実認定に当たって実施する関係機関への照会等の手続は、別添 1 の許可調整フローに基づき次のとおり行うものとする。

- (1) 申請者は許可申請に先立ち、様式 1 の「立地申出書」を提出すること。
- (2) 市は、立地申出書を受理した場合、他法令の許認可権者に土地利用及び施設の計画に関する調整事項の有無を確認し、立地の妥当性を審査するものとする。
- (3) 市は、立地の妥当性の審査に当たって、当該審査基準を満たす大規模な流通業務施設であることについて、次に掲げる関係機関の確認を得るための照会を当該関係機関に行う。

関 係 機 関	区 分	法 令
関東運輸局埼玉運輸支局 輸送担当	一般貨物自動車運送事業の用に供する施設	・貨物自動車運送事業法第 3 条による許可 ・同法第 9 条第 1 項による事業計画の変更の認可
関東運輸局交通政策部 環境・物流課	倉庫業の用に供する倉庫	・倉庫業法第 3 条による営業登録 ・同法第 7 条第 1 項による変更登録

- (4) 市は (3) により関係機関から認定の回答が得られたものについて、申請者あてに立地申出に係る審査の結果を通知するものとする。
- (5) 許可に当たっては、他法令による許認可が得られることの確認を行うものとする。

立 地 申 出 書

年 月 日

(宛先) 所沢市長

申請者 住所
氏名

〔一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものを除く。）の用に供する施設
倉庫業の用に供する倉庫〕
を建築する目的で行う開発（建築）行為を行うため、都市計画法の申請に先立ち、下記のとおり、立地について申し出ます。

記

開発（建築）行為をしようとする者		住 所		氏 名				
一般貨物自動車運送事業の許可又は倉庫業の許可を受けている者（又は受けようとする者）		住 所		氏 名				
開発区域又は建築物を建築しようとする土地		地 番		地目別面積（㎡）				
				農地	山林	宅地	その他	計
立地場所を選定した理由								
土地 利用 計画	予定建築物の概要	工 事 種 別		棟数	イ 階 数		ロ 延べ面積	
		新築 増築 その他（ ）						
	公共施設の状況	前 面 道 路 （m）			排 水 先			
		名称 幅員（ ）			雨水（ ） 汚水（ ）			
	他法令との調整の状況		農 地 法		道 路 法		その他（ ）	
事前調整（未 中 済）			事前調整（未 中 済）		事前調整（未 中 済）			

- (注) 1 添付書類（委任状、位置図、公図の写し、土地利用計画図、各階平面図）
2 イ欄は、開発区域（又は建築物を建築しようとする土地）内に予定建築物を複数配置する場合は、そのうちの地上階数が最大のものを記入すること。
3 ロ欄は、開発区域（又は建築物を建築しようとする土地）内に予定建築物を複数配置する場合は、それらの延べ面積の合計を記入すること。
4 国土利用計画法に基づく届出は、この立地申出に基づく承認通知後に行うこと。
5 下欄は、記入しないでください。

(関係機関の意見欄)

年 月 日
長

別添 1 幹線道路の沿道等における大規模な流通業務施設の立地に係る許可調整フロー

